



「3分の2」、平和憲法最大の危機

毎年の8月15日（敗戦の日）、大田区では平和都市宣言記念事業として、花火大会が開かれるが、我が家の窓越しに見える夏の風物詩である。

この宣言は、1985年8月15日に採択され、「大田区は、平和憲法を擁護し核兵器のない平和都市であることを宣言する」と結ばれている。

全国の1797の総自治体の内、非核平和都市宣言を採択している自治体数は、1604にもなる。一方、今日、「宣言」を否定する情勢が作り出されている。

先の参議院選挙結果は、改憲勢力が3分の2の議席を占めた。憲法改正発議の一要件が整った。特定秘密保護法の成立、集団的自衛権行使容認閣議決定、武器輸出3原則の緩和、「戦争法」の強行成立等、憲法改悪の既成事実が積

み上げられてきた。違憲と批判され、連日国会を取り囲む反対運動にもかかわらず、多数を背景に「この道しかない」と突き進む安倍自公政権。「自民党改憲草案98条にある『緊急事態条項』は、ヒットラーが政権を掌握した『大統領緊急令』と『全権委任法』を合わせたような恐ろしさがある」と指摘する石田勇治東大教授の記事が8月16日の某紙夕刊に掲載されている。こう観てくると平和憲法が最大の危機を迎えていると感ずる。「戦争のできる国」をめざす自民党の本音は憲法第9条の「改正」である。

戦後71年間平和で暮らしてこられたのは、憲法と「護憲」の国民的運動があったからである。平和的生存権を守り抜くには、「現象から本質を見抜く」大衆学習運動と闘いなくしてはありえない。

『月刊まなぶ』企画編集委員 千葉 愛一郎